

国立大学法人愛媛大学附属高等学校と St Andrews Lutheran College の
高等部との国際交流に関する協定書

日本国国立大学法人愛媛大学附属高等学校とオーストラリア国 St Andrews Lutheran College の高等部は、教育及び研究の協力と交流を促進するため、ここに国際交流に関する協定を締結する。

1. 両者は、両国関係諸法規の定める範囲内において、次の各項目の実現に努力するものとする。
 - (1) インターネットや手紙等での生徒の国際交流
 - (2) インターネットや手紙等での教員の国際交流
 - (3) 国際交流の内容や方法などの研究協力及び開発協力
2. 両者は、この協定の実現のために、十分な協議を行うものとする。
3. この協定に定められた項目の実施に必要な経費は、原則として、その学校に係るものについてはその学校の負担とするものとする。
4. この協定は、調印の日から発効し、5年間有効とする。ただし、両者の合意に基づき、変更又は更新することができる。
また、この協定は、両者のいずれか一方が少なくとも6か月前までに書面で意思を通告することを条件として、いかなる時点においても解消できるものとする。
5. この協定書は、日本語及び英語でそれぞれ2部を等しく正文として作成し、両者がそれぞれ1部を保有するものとする。

2015 年 4 月 20 日

年 月 日

国立大学法人愛媛大学附属高等学校

St Andrews Lutheran College

校長 壽 卓三
(署名)

壽 卓三

校長 Tim Kotzur
(署名)

JWkff 25/6/15